

第七十八回帝國議會
衆議院

言論、出版、集會、結社等臨時取締法案委員會會議錄(速記)第一回

付託議案
言論、出版、集會、結社等臨時取締
法案(政府提出)(第三號)

委員會成立

本委員ハ昭和十六年十二月十六日(火曜日)
議長ノ指名ヲ以テ左ノ通選定セラレタリ

青山 憲三君	井阪 豐光君
伊禮 肇君	泉 國三郎君
上田 孝吉君	加藤 鯛一君
勝田 永吉君	清 寛君
清瀨 一郎君	釘本 衛雄君
小泉 純也君	小柳 牧衛君
作田高太郎君	櫻井兵五郎君
島田 俊雄君	清水留三郎君
砂田 重政君	高橋 義次君
田村 秀吉君	塚本 三君
手代木隆吉君	中井 一夫君
道家齊一郎君	中田 儀直君
中野 治介君	山口忠五郎君
西方 利馬君	北 吟吉君
原 惣兵衛君	世耕 弘一君
藤本 捨助君	一松 定吉君
森 肇君	平野 力三君
最上 政三君	倉元 要一君
八並 武治君	北 吟吉君
工藤 鐵男君	世耕 弘一君
名川 侃市君	一松 定吉君
倉元 要一君	平野 力三君
牧野 良三君	

同日午後六時三十八分委員長理事互選ノ爲
委員參集ス
其ノ氏名左ノ如シ
青山 憲三君 井阪 豐光君
泉 國三郎君 上田 孝吉君

加藤 鯛一君 勝田 永吉君
清 寛君 清瀨 一郎君
釘本 衛雄君 小泉 純也君
小柳 牧衛君 作田高太郎君
櫻井兵五郎君 島田 俊雄君
清水留三郎君 砂田 重政君
高橋 義次君 田村 秀吉君
塚本 三君 手代木隆吉君
中井 一夫君 道家齊一郎君
中田 儀直君 中野 治介君
山口忠五郎君 西方 利馬君
北 吟吉君 原 惣兵衛君
世耕 弘一君 藤本 捨助君
一松 定吉君 倉元 要一君
平野 力三君 森 肇君

〔年長者野田文一郎君投票管理下ナ
ル〕

○野田投票管理下 先例ニ依リマシテ、私
ガ年長者故ヲ以テ投票管理下ナリマシテ、
是ヨリ委員長及ビ理事ノ互選ヲ行ヒマス
○手代木委員 委員長ノ選舉ニ付キマシテ
ハ投票ヲ用ヒズニ島田俊雄君ヲ委員長ニ御
推薦致シタイト思ヒマス、理事ノ方ハ其ノ
數ヲ八名ニ致シマシテ、委員長ニ於テ御指
名ヲ願フコトニ致シタイト存ジマス
〔賛成〕ト呼ブ者アリ

○野田投票管理下 手代木君ノ御意見ニ御
異議アリマセヌカ
〔異議ナシ〕ト呼ブ者アリ

○野田投票管理下 御異議ナシト認メマス、
委員長ニ島田俊雄君ガ御當選ニナリマシタ、
ソレデハ此ノ席ヲ委員長ニ御譲リ致シマス
〔島田俊雄君委員長席ニ着ク〕

○島田委員長 御推薦ニ依リマシテ私が委
員長ノ席ヲ汚スコトニ相成リマシタ、何卒
宜シク御願ヒテ致シマス、引續キ理事ノ選
舉ニ入りマス、理事ノ選舉ハ只今ノ御發議
ニ依リマシテ、委員長ニ於テ指名スルコト
ニ御異議アリマセヌカ
〔異議ナシ〕ト呼ブ者アリ

○島田委員長 ソレデハ直チニ指名致シマ
ス

伊禮 肇君 田村 秀吉君
手代木隆吉君 中野 治介君
原 惣兵衛君 平野 光雄君
北 吟吉君 平野 力三君

以上ノ諸君ニ理事ヲ御願ヒ致シマス、審議
ニ入ル譯デアリマスガ、時間ノ都合デ、此
ノ際夕食等ノ關係ガアリマスカラ、暫ク休
憩致シタイト思ヒマス、七時四十分マデ一
時間休憩致シマス
午後六時四十一分休憩

會 議
昭和十六年十二月十六日(火曜日)午後七時
五十分開議

出席委員左ノ如シ
委員長 島田 俊雄君
理事武知 勇記君 理事田村 秀吉君
理事手代木隆吉君 理事中野 治介君
理事原 惣兵衛君 理事平野 光雄君
理事北 吟吉君 理事平野 力三君
青山 憲三君 井阪 豐光君
泉 國三郎君 上田 孝吉君
加藤 鯛一君 勝田 永吉君
清 寛君 清瀨 一郎君
釘本 衛雄君 小泉 純也君
小柳 牧衛君 作田高太郎君
櫻井兵五郎君 清水留三郎君
砂田 重政君 高橋 義次君
塚本 三君 豐田 收君
道家齊一郎君 中井 一夫君
中田 儀直君 西方 利馬君
野田文一郎君 藤本 捨助君
牧野 良三君 森 肇君
牧野 良三君 最上 政三君
山口忠五郎君 八並 武治君
工藤 鐵男君 世耕 弘一君
名川 侃市君 一松 定吉君
倉元 要一君 牧野 良三君

同日委員伊禮肇君辭任ニ付其ノ補闕トシテ
武知勇記君ヲ議長ニ於テ選定セリ
同日理事伊禮肇君ノ補闕トシテ武知勇記君
理事ニ當選セリ
出席國務大臣左ノ如シ
内閣總理大臣兼 東條 英機君
內務大臣陸軍大臣 岩村 通世君
司法大臣

出席政府委員左ノ如シ

内閣書記官長 星野 直樹君
法制局長官 森山 銳一君
内務次官 湯澤三千男君

内務省警保局長 今松 治郎君
内務書記官 高橋 三郎君
内務事務官 永野 若松君

陸軍次官 木村兵太郎君
陸軍中將 武藤 章君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

言論、出版、集會、結社等臨時取締法案(政府提出)

○島田委員長 休憩前ニ引續キ會議ヲ開キマス、先ヅ政府ノ説明ヲ願ヒマス——内務大臣

○東條國務大臣 今回提案致シマシタ言論、出版、集會、結社等臨時取締法案ニ付キマシテ御説明申上ゲタイト存ジマス

戰時下ニ於キマシテハ國內治安ノ確保ト云フコトガ絕對ニ必要デアリマスルコトハ申上ゲルマデモゴザイマセス、然ルニ現在治安上最モ重大ナル影響ヲ及ボシマスル所ノ言論、出版、集會、結社等ニ關シマスル取締法規ハ、概ネ届出制度ヲ執ツテ居ルニ過ギマセズ、中ニハ何等ノ手續ヲモ必要トシナイ、全ク放任ノ状態ニ置イテ居リマスルモノモ少クナイノデアリマス、是ガ爲メ集會、結社等デアリマシテ、安寧秩序ヲ紊シ、戰爭遂行上甚ダシク妨害トナルコトガ初メカラ明瞭ナモノガアリマシテモ、法律上ハ一應之ヲ認メザルヲ得ナイ建前トナツテ居ルノデアリマス、斯クテハ今次ノ戰爭ノ如ク、何時敵機ノ襲來ヲ見ルヤモ知レザル非常ノ時機ニ際シマシテ、治安保持ノ萬全ヲ期シ得ナイ憂ヘガアルノデゴザイマス、尙

ホ戰時下ニ於キマシテハ國民一般ガ異常ナル興奮ニ驅ラレル餘リ、各種ノ流言飛語ガ行ハレル憂ヘガアルノデアリマシテ、是等ノ所謂「デマ」ノ流布セラレルコトニ依リ、何時如何ナル事端ヲ發生スルヤモ測リ難イノデアリマスルノデ流言飛語ノ防止取締ハ極メテ緊要ノコトト思フノデアリマス、今日國民一般ノ動向ヲ見マスルニ、能ク事態ヲ認識シ、協力一致國難打開ニ邁進セントスルノ氣魄ニ燃エテ居ルコト固ク信ズルノデアリマスガ、戰時下ニ於キマシテハ左翼思想其ノ他敵國ノ謀略等、各種ノ策動ガ行ハレル餘地モアリマスルシ、又斯カル惡質ナル意圖ヲ有シマセズデモ、多數國民中ニハ濫リニ輕率ナル言動ヲ敢テシマシテ、戰爭目的ノ遂行ニ障害ヲ及ボス如キ者モナシトシナイノデアリマス、本法ハ是等ノ障害ノ發生ヲ未然ニ防止致シマシテ、治安保持ノ萬全ヲ期シ、愈、舉國一致ノ態勢ヲ強化シランガ爲メ提案致シタ次第デゴザイマス

本法ノ規定致シマスル主ナル點ハ、第一ガ政事ニ關スル結社ノ組織ニ付キ、現行治安警察法ハ届出デシリトナツテ居リマスルガ、之ヲ許可制トシタルコト
第二ハ、公衆ヲ會同スル政事集會ニ付キ、現行法ハ届出ノミデ足リルノデアリマスガ、之ヲ許可制トシタルコト
第三ハ、思想ニ關スル結社ノ組織及ビ思想ニ關シ公衆ヲ會同スル集會ニ付キ、現在ハ何等ノ手續ヲ要シナイノデアリマスルガ、之ヲ政事結社及ビ政事集會ト同様許可ヲ要スルコトトナスコト、本件ニ付キマシテハ、第四條ノ規定ニ基キマシテ内務省令發布ノ豫定デアリマス
第四ハ議員候補者ノ銓衡會並ニ選舉運動ノ爲ニスル政事集會ハ、現行法ニテハ届出

不要デアリマスルガ、本法ハ届出ヲ要スルモノトナシタルコト

第五ハ公衆ノ會同セザル政事集會ニ付キマシテモ届出ヲ要スルコトトシタルコト、尙ホ思想ニ關スル集會モ、本法ニ基ク内務省令ニ依ツテ同様届出ヲ要スルコトトナス豫定デアリマス

第六ハ、屋外集會及ビ多衆運動ニ付キ、現行法ハ届出ノミデ足リルノデアリマスガ、之ヲ許可ヲ要スルコトトシタルコト
第七ハ、新聞紙法ニ依ル出版物ノ發行ニ付キ現行法ニテハ届出ノミヲ以テ足リルノデアリマスガ、之ヲ許可ヲ要スルモノトシタルコト

第八ハ、以上各種ノ許可ハ安寧保持上必要アル時ハ取消シ得ルコトトシタルコト
第九ハ、出版物ノ發行禁止ハ、現行法ニ於キマシテハ司法處分ニ依ルノ外爲シ得ナカツタノデアリマスルガ、一定ノ場合ニ行政處分ヲ以テ發行停止ヲ爲シ得ルコトトシタルコト

第十ガ造言飛語ニ關シマスル取締規定ハ、現在刑法、陸海軍刑法其ノ他ノ規定ガアリマスルガ、其ノ範圍ヲ擴大ヲ致シマシテ、一般ニ時局ニ關スル造言飛語ヲ處罰シ得ルコトトシタルコト
第十一ハ、現行法ノ造言飛語ニ關スル取締規定デハ、眞正ナル事實及ビ意見、信仰、臆說等ノ流布ハ處罰シ得ナイノデアリマスルガ、是等ノモノト雖モ、時局ニ關シ人心ヲ惑亂スベキ事項ヲ流布シタル者ヲ處罰シ得ルコトトシタルコト等デアリマス、何卒御審議ノ上速カニ御協賛アラント御願ヒ致シマス

○島田委員長 通告順ニ依リマシテ質問ヲ御許シスル次第デアリマスガ、御承知ノ如ク極メテ短期ノ議會デアリ、殊ニ時間モ切

迫シテ居ル次第デアリマスカラ、質問者ニ於カレマシテハ言フマデモナク重複ヲ避ケ、サウシテ要ヲ盡シ審議ヲ進メラレルヤウニ致シタイト思ヒマス、尙ホ質問應答ノ狀況ニ依リマシテ或ハ更ニ御諮リヲシタイヤウニ考ヘテ居リマスガ、先ヅ順序ニ依リマシテ、質問ヲ勝田永吉君ニ御許シ致シマス

○勝田委員 此ノ法案ノ提出ハ、先般本會議ニ於キマシテ、又只今本席上ニ於キマシテ内務大臣ガ御述べニナリマシタ所ニ依リマスレバ、此ノ戰爭途上ニ於キマスル國內秩序保全ニ重大ナル關係ヲ有シマスル言論、出版、集會、結社ニ關シマシテ、決戰態勢下ト致シマシテ、此ノ戰爭途上ニ重大ナル意義ヲ持ツテ居ルモノデアアル、斯様ニ考ヘテ居ルノデアリマス、又此ノ言論、結社、其ノ他ノ問題ニ對シマシテ、之ヲ戰時體制化スルト云フコトハ、或ル意味ニ於キマシテ洵ニ重大ナル意義ガアリ、且ツ緊要ナルコトデアアル、斯様ニ私等ハ一應考ヘルノデアリマス、併シナガラ一面カラ致シマスレバ、是等ノ事柄ハ我が國民ガ欽定憲法ニ依ツテ國民ニ附與セラレマシタル大キナ權利ニ對シマスル一ノ規制デアリマスルカラ、此ノ規定ノ運用ト云フコトニ付キマシテハ、餘程慎重ニ考ヘナケレバナラス點ガアルト思ヒマス、又内容等ニ付キマシテモ、相當疑義ノ存スル點モアルト考ヘマスノデ、先ヅソレ等ノ點ニ付キマシテ私ハ二、三簡單ニ質問致シマシテ疑義ヲ質シタイ、斯様ニ考ヘテ居ルノデアリマス

私ハ質問ノ順序ト致シマシテ、物事ヲ簡單ニ取運ビマス爲ニ、先ヅ初メ法案ノ内容ニ付キマシテ四、五ノ質問ヲ致シテ見タイト思フノデアリマス、是ハ私カラ

斯様ナコトヲ差出ガマシク申スコトハ如何カト思ヒマスガ、法案ノ内容ノ點デアリマスカラ、私ハ敢テ内務大臣ノ御答辯ヲ要求スルモノデアリマセス、内務大臣此處ニ御臨席デアリマスカラ、能ク御聽キテ願ヒマシテ、内務大臣ノ責任ニ於テ、即チ政府ノ責任ニ於テ、然ルベク政府委員カラ御答ヘ下サツテモ宜カラウト思ヒマス、唯私ガ此ノ法律ノ運用ニ付キマシテ、後程三、四ノ重要ナル點ニ付テ御伺ヒシタイト思ヒマスガ、是ハ是非共内務大臣御自身カラ御答辯ヲ願ヒタイ、斯様ニ存ズルノデアリマス、豫メ此ノコトヲ申上ゲマシテ御伺ヒテ致シタイト思ヒマス

ソレデ先ヅ最初ニ此ノ法案ノ内容ニ付キマシテ御伺ヒスルノデアリマスガ、是ハ先程來御説明ノ通りニ、所謂戰時ノ非常立法デアアル、斯ウ云フコトヲ言ツテ居ラレルノデアリマシテ、現ニ法文ニモ「本法ハ戰時ニ際シ云々」ト第一條ノ劈頭ニ謳ツテアリマス、此ノ戰時トハ何ゾヤト云フコトニ付テ御當局ノ御答ヘテ得タイノデアリマス、私等カラ考ヘマスレバ、モウ戰時ト云ヘバ、讀シテ字ノ如ク、宣戰ノ大詔ヲ發布セラレマシテ、ソレカラ戰時ガ始マツテ、假リニ戰爭ガ終ツテ講和談判ニナツテ、條約ガ出來テ御批准ニナレバ、是デ戰時ハ終ルモノデアアル、斯様ニ私ハ考ヘテ居ツタノデアリマス、然ルニ先般來當局ノ方々ト二、三此ノ點ニ付キマシテ意見ノ交換ヲ致シマシタ際ニ於キマスル當局ノ御答辯ガ、其ノ點ニ對シマシテ多少ノ疑義ノ存スル如キ風ニモ考ヘマシタノデ、此ノ席上ニ於キマシテ此ノ點ヲ先ヅ明白ニ伺ヒタイ、斯様ニ考ヘマス

○東條國務大臣 私人カラ御答ヘ致シマス、元來此ノ法規ハ、第一條ニゴザイマス如ク、戰時ニ際シテノ必要カラ生レテ來タノデアリマス、其ノ目的トスル所ハ、戰爭ノ目的ノ達成ニアリマス、隨ヒマシテ戰時中ヲ意味スルノデアリマス

○勝田委員 私人伺ヒマシタノハ、戰時中ノ意味ヲ伺ツテ居ルノデアリマス、ソコデ私ハ先程戰時中ト云フコトヘ、宣戰ノ御詔勅ヲ受ケテカラ、講和談判ガ出來テ、條約ガ御批准ニナツタ時ニ終ルノデアアル、斯ウ云フ意味デアリマスカト云フコトヲ伺ツテ居ルノデアリマスカラ、此ノコトニ對スル御答ヘテ得タイノデアリマス

○東條國務大臣 今回ノ戰爭ノ發生ニ例ヲ取ツテ申シマスルナラバ、今回ノ戰爭ノ發生ヲ對象ト致シテ居リマス宣戰布告、是ガ戰時ノ始マリデアリマス、平和克復、ソレガ戰時ノ終リデアリマス、其ノ間デアリマス

○勝田委員 甚ダ諄イヤウデアリマスガ、平和克復ト仰シヤイマス、私ガ先程申シマシタ通りニ、講和談判ガ出來マシテ條約ガ御批准ニナツタト云フ時ガ、内務大臣ノ仰シヤル平和克復ト伺ツテ宜イノデアリマス

○東條國務大臣 戰爭ノ必要ガナクナツタ場合デアリマス

○勝田委員 ドウモ其ノ點ドウデアリマスカ、甚ダ斯ウ云フコトヲ申上ゲルト變デアリマスガ、是ハ法律上ノ解釋ニ付テ御伺ヒスルノデアリマスカラ、法制局長官其ノ他ドナタカラデモ宜シウゴザイマスガ、モウ少シ法律的ノ御答辯ヲ煩ハシタイ、斯様ニ考ヘマス

○湯澤政府委員 勝田サンノ御話ノ點ハ趣旨ハ大臣ヨリ御答辯ニ相成リマシタ通りデアリマスガ、今ノ平和克復ト云フ場合、是ハ平和條約ト云フヤウナモノガ出來マシレバ、大體ソレガ戰爭ノ終局ヲ示スモノト思ハレルノデアリマス

○勝田委員 私人甚ダ繰返シテ申サウデ、貴重ナ時間ヲ費スコトヲ遺憾ニ思フノデアリマスガ、是ハ此ノ法律ノ適用ノ範圍ヲ決メマスル土臺ニモナルモノデアリマス、ダカラ大體トカ、大概トカ、大凡ト云フコトデ御答辯ヲ受ケマスコトハ甚ダ遺憾ニ思ヒマスノデ、ドウカハツキリシタコトヲ御示シテ願ヒタイノデアリマス

○島田委員長 政府ノ方ニ申シマスガ、此ノ法律語トシテ「戰時ニ際シ」ト云フ言葉ガアルニ付テ、勝田君ハ戰時トハ何ゾヤト云フコトノ質問デアリマス、法律ノ言葉デアリマスカラ、此ノ意味ニ於テ法律的ニ御答辯ガアリマスカラバ、只今總理大臣ノ御話ナリ、内務次官ノ御答辯アリマシタノモ、之ヲ法律的ニ言ヘバ、今回ノ戰爭ニ付テ言ヘバ宣戰ノ布告ガ即チ戰時ノ始マリデアアル、サウシテ戰爭ガ終局シテ講和談判ガ出來、其ノ條約ガ成立シタ時ガ戰爭ノ終リデアアルカト云フ勝田君ノ質問ニ對シテ、内務次官ハ大體ト云フヤウナ言葉ヲ使ハレマシタガ、此ノ大體ト云フ意味ハドウデアリマスカ、ハツキリト御答ヘニナツタラ如何デス

○湯澤政府委員 明確ニ申上ゲタイト思ヒマスガ、平和條約締結ノ時ト御承知ヲ願ヒマス

○勝田委員 此ノ問題ハ此ノ程度デ次ノ問題ニ移リマス、之ヲ條文デ申シマスレバ第

三條ニナルノデアリマスガ、第三條ハ政事ニ關シマスル集會ニ關シテ規定ガシタルノデアリマスガ、原則ト致シマシテハ今度ハ從來ノ届出制度ヲ變更シテ許可制度ニスル、唯但書ガゴザイマシテ「法令ヲ以テ組織シタル議會ノ議員候補者タルベキ者ヲ銓衡スル爲メ集會及選舉運動ノ爲ニスル集會竝ニ公衆ヲ會同セザル集會ハ云々」斯ウ云フヤウニ三段ニ除外例ヲ書分ケテアル、ソコデ先ヅ第一ニ選舉運動ノ爲ニスル集會デアリマスガ、是モ私ハ嚴格ニ考ヘレバ多少疑義モゴザイマスガ、サウ云フ細カイコトハ此ノ際質問スルコトハ止メマス、第三ノ公衆ヲ會同セザル集會ト云フコトニ付キマシテ、此ノ範圍適用等ニ付キマシテ多少疑義ガアルノデアリマスガ、ドウカ願クハ政府委員デ宜シウゴザイマスカラ、此ノ點ニ付キマシテ明確ニ吾々ガ直チニ了解シ得ル程度ノ御返事ヲ煩ハシタイ、斯様ニ考ヘマス

○永野政府委員 御答ヘ致シマス、公衆ヲ會同セザル集會ト申シマスノハ、特定人ノ集會ト云フ意味ト殆ド同ジデアリマス故ラニ特定人ト云フ言葉ヲ用ヒマセスデシタノハ、只今ノ治安警察法ガ公衆ヲ會同スル集會ト云フノ規定シテ居リマシテ、ソレデ以テ大體是マデノ取扱デ解釋ガ出來テ居リマスカラ、サウ云フ解釋ノ出來テ居ル、其ノ公衆會同デナイ集會、斯ウ云フ意味ニナルノデアリマス、尙ホ具體的ニ細カク申シマスル公衆ヲ會同スル集會ト云フノハ、不特定且ツ多數ノ集會ト云フヤウナ解釋ニ今マデナツテ居リマス、言ヒ換ヘマスト集マル人ガ全然特定ヲ致シテ居ラス場合ガ第一、ソレカラ或ル範圍ニ特定致シテ居リマ

シテモ、個々のニハ特定ガシテ居ナイ場合、例ヘバ政黨ノ大會ト云フヤウナ場合ニ於キマシテハ、政黨ノ黨員ト云フコトデ以テ特定ハ致シテ居リマスルケレドモ、非常ニ人數ノ多イ政黨ニナリマスト一人々々ガ特定ガ出來ナイト云フコトニナルト思ヒマス、其ノ次ニハ個々のニ特定シテ居リマシテモ、餘リニ人數ガ多イ場合ニハ、其ノ判別ガ困難ナル、假ニ二千人、三千人ト云フヤウナ人ニ招待狀ヲ出シマシテ、一應個々のニ特定シテ居ル譯デアリマスルガ、誰ガ來ルカ分ラヌト云フコトニナリマス、是ハ本當ノ意味ノ特定デナイト云フコトデ以テ、是ハ公衆ヲ會同スル集會、斯様ニ考ヘテ居リマス、サウデナイ集會ト云フコトデアリマスカラ、個々のニ特定シタ集會ト云フ意味ニナルカト思ヒマス

○勝田委員 抽象的ノ御答ヘト致シマシテハ大體私モ左様デアラウト考ヘマス、凡ユル斯ウ云フ法律ハ、法律ヲ作ル人ト法律ヲ運用スル人ト違ヒマスノデ、法律ノ運用ニ當ル人ハ、率直ニ申シマスト法律上ノ知識ヲ不幸ニシテ十分ニ持合ハセテ居ラヌヤウナ人ガ、多ク法律運用ノ第一線ニ立ツノデアリマス、ソコデ甚ダ諄イヤウデアリマスガ、只今ノ抽象的ノ御答辯デ私等ハ諒解致シマスガ、是ハ吾々言論ニ始終接觸シテ居リマス者ト致シマシテハ、重大ナル關心ヲ持チマスル規定デアリマスカラ、重ネテ御伺ヒスルノデアリマス、此ノ特定ト申シマスルト、姓名ガ分ツテ居ルト云フコトナノデゴザイマセウガ、特定デアツテモ、餘リ數ガ多ケレバヤハリ特定セザル公衆ノ會同ト云フコトニナルノダト云フヤウナ御説明ニ思ヒマスガ、大體數的ニ何カ運用上ノ

標準デモオアリニナルナラバ、便宜上此處デ御示シ願ヘレバ非常ニ幸ヒダト思ヒマス、大體ノ腹積リヲ御聽カセ願ヘマスレバ、私共モ相當安心ガ出來ルト思ヒマスノデ、其ノ點ニ付キマシテ親切ナル御答辯ヲ煩ハシタイ、斯様ニ考ヘマス

○今松政府委員 御答ヘ致シマス、只今御質問ニナリマシタ三條ノ公衆ヲ會同セザル集會、此ノ人數ハ大體二十人内外ノ小人數ノ會、斯ウ云フコトニ解シテ居リマス、ソレデ法律上カラ申上ゲマスルト、嚴密ナル意味ニ於キマシテハ、ヤハリ集會ト云フモノハ二人以上ト云フコトニナツテ居ルヤウデアリマスガ、此ノ法律ノ規定ニ依リマスル第三條ノ公衆ヲ會同セザル集會、斯ウ云フモノハ取扱上集會ト認メズ、隨テ届出ヲ要シナイモノ、斯ウ云フヤウニ解釋シテ居リマス

○勝田委員 私人質問ト今警保局長ノ御答辯ト、少シ食違ツテ居ルヤウデアリマス、私ハ届出ヲ要スル部分ノ中ニ入ツテ居ル公衆ノ會同スル集會ヲ聽イテ居リマスノデ、只今警保局長ノ御答辯ハ届出ヲ要シナイ公衆ヲ會同セザル集會ノヤウニ思ヒマスガ、是ハ後カラ聽カウト思ツテ居ツタノデアリマス、只今私ノ聽イテ居リマスノハ、届出ヲ要スル公衆ヲ會同セザル集會ト云フモノハドウ云フモノダ、斯ウ云フコトヲ伺ツテ居ルノデアリマスカラドウゾ……

○今松政府委員 御答ヘ致シマス、大體二十人以上位ノ集會デアリマシテ、其ノ最大數ハ百名、百五十名ノ場合モアリマセウガ、主催者ニ於テ個々ニ特定シ得ルコトガハツキリ分ツテ居ル、斯ウ云フ場合デアリマス

ノデアリマスガ、先程警保局長ガ御述ベニナリマシタサウ云フヤウナ會同ガナケレバナラスト私ハ思フノデアリマス、併シ五人トカ、七人トカ、十人トカ、十五人、お互ヒ友達ナドガ寄りマシテ、政治上ノ話ヲスル、斯ウ云フ場合ニモ尙ホ第三條ノ適用ニ依リマシテ、一々届出ヲシナケレバナラスト云フノデハ、ウツカリ政治ノ話ハ出來ナリ、斯ウ云フコトニナリマス、サウ云フ場合ハドウ御扱ヒニナルカト云フコトヲ次ニ聽キタツタノデアリマスガ、只今此處デ二十人以下云々ト仰シヤイマシタガ、サウ云フヤウナ會同ハ公衆ヲ會同セザル集會ノ中ニ入レナイデ、別個ノ簡易ナ御取扱ヒヲ願ヘル、斯ウ云フヤウニ承知致シテ宜シイノデアリマスガ、其ノ點ヲモウ一度念ノ爲ニ御伺ヒシタイト思フノデアリマス

○今松政府委員 宜シウゴザイマス

○勝田委員 宜シイト仰シヤイマスコトハ、念ヲ押スノデスガ、サウ云フ場合ハ無論ノコト届出ハ要ラナイ、斯ウ云フ趣旨ニ伺ヒマシテ此ノ點ニ關スル質問ハ終リマス

條文デ申シマス、第八條ハ「行政官廳必要アリト認ムルトキハ」トゴザイマシテ、行政官廳ガ必要アリト認メタ時ニハ届出デタル集會ノ禁止モ出來レバ結社ノ取消ヲスルコトモ出來ル、斯ウ云フヤウナ規定ニナツテ居リマス、即チ行政官廳ノ御認定ニ依リマシテサウ云フ處分ガ行ハレルコトニナツテ居ル例デゴザイマスガ、是ト殆ド兄弟ト申シマスカ、何ト申シマスガ、密接ナル關係ヲ持ツテ居リマス治安警察法ノ規定ヲ見マスルト、之ニ該當スルモノハ御承知ノ治安警察法ノ第八條ノ規定デゴザイマシテ、治安警

察法ノ第八條ニ依リマス、結社ガ治安秩序ヲ紊スヤウナ場合ニ於キマシテハ行政官廳ハ治安秩序ヲ保持スルガ爲ニ其ノ解散ヲ命ズルコトガ出來ル、解散ヲ命ジマスル權限ハ行政官廳ニアルノデゴザイマスガ、此ノ行政官廳ハ治安秩序ヲ保持スル、即チ片方カラ見マスレバ治安秩序ヲ紊スルト云フ事實ガナケレバ解散ガ出來ナイ、斯ウ云フ規定ニナツテ居リマス、所ガ今度ノ方ハサウ云フコトガ書イテナイノデゴザイマスガ、吾々常識カラ申シマスレバヤハリサウ云フヤウナコトガアルベキダラウト考ヘマス、ドウ云フ風ニ御解釋ニナツテ居ルノデアリマスガ、其ノ點ヲ伺ヒタイト思ヒマス

○永野政府委員 御答ヘ致シマス、本法ハ第一條ニ「本法ハ戰時ニ際シ言論、出版、集會、結社等ノ取締ヲ適正ナラシメ以テ治安秩序ヲ保持スルコトヲ目的トス」ト云フコトガ頭ニヒツ被ツテ居ルノデアリマス、デアリマスカラ各條文中「行政官廳必要アリト認ムルトキ」ト云フ時ハ、イツデモ此ノ治安秩序ヲ保持スルガ爲ニ必要ナル時ト云フ意味ニ當然解釋致サレルノデゴザイマス、治安秩序ヲ保持ノ爲ニ必要アリトスル時デナケレバ出來ナイト云フコトニナル譯デアリマス

○勝田委員 是ハサウ云フ風ニヒツ被セルト云フノデハナクテ、法律ガサウ云フ趣旨デ出來テ居ル、治安秩序ヲ紊シタ場合デナケレバ、取消トカ禁止トカハ出來ナイト云フ法律ノ精神デアル、斯ウ云フ風ニ私ハ承ツテ居リマス、是ハ相當重大ナ問題デアリマスカラ、此ノ席ニ法政局長官カ或ハ司法省ノ政府委員デモ居ラレバ、只今ノ私ノ質問ニ對シテ御答辯ヲ願ヒタイト思ヒ

マス

○森山政府委員 只今勝田委員ノ此ノ點ニ對スル御解釋ハ、法制局長官トシテモ同ジヤウニ解シテ居リマス、御説ノ通りデアリマス

○勝田委員 大體私ノ法案ノ内容ニ關シマスル解釋ノ質問ハ之ヲ以テ終リト致シマスガ、此ノ機會ニ於キマシテ先程申上ゲマシタヤウニ、此ノ法案ノ成立ノ根本問題竝ニ運用ニ付キマシテ、特ニ重要ナル點ニ付キマシテ内務大臣、時ニハ總理大臣トシテノ御答辯ヲ煩ハシタイト考ヘテ居リマス

先づ第一點ニ御伺ヒシタイノハ、先般來吾々議員ノ政務調査會ニ於キマシテ、此ノ法案ニ付テ研究致シマシタ際、議員諸君ノ多クノ方ガ言ハレマシタ意見ト致シマシテ、ドウモ斯ウ云フ法律ヲ出サレハ、會期ハ僅カニ二日デアル、而シテ事ハ憲法上吾等ガ戴イテ居リマス言論結社ノ自由ニ關聯スル重大ナル問題デアリマスカラ、相當慎重ニ審議ヲシナケレバナリマセス、然ルニ此ノ最短期デアリマス臨時議會ニ於テ此ノ法案ヲ提出セラレマシタノハ、何カ此ノ臨時議會ニ於テ提案ヲシナケレバ戰爭遂行上非常ナル支障ガ來ルノデヤナイカ、若シサウ云フヤウナ支障ガナケレバ、通常議會ガ目ノ前ニ來ルノデアルカラ、其ノ時デモ宜カラウデヤナイカト云フ御意見ガアツタノヲ私ハ耳ニ致シテ居リマス、先づ此ノ點ニ對シマシテ大臣カラ、何故緊急ニ此ノ最短期ノ臨時議會ニ此ノ法律案ヲ提出シナケレバナラナイカト云フコトニ付キマシテ、前ニモ多少承ツテ居リマスガ、今少シク此ノ點ニ付テ御伺ヒシテ置キタイト思ヒマス

○東條國務大臣 御答ヘ致シマス、其ノ點

ニ付キマシテハ本會議ノ席上ニ於キマシテモ、先程モ其ノ必要ニ付キマシテハ、述ベタ積リデアリマス

○勝田委員 言葉ハ非常ニ遠廻シノ御答辯デアリマスガ、大臣ガ臨時議會ニ此ノ法案ヲ出サレハ至ツタ動機ト申シマスガ、御決心ト申スコトニ付キマシテ、私ハ諒解スル所ガアリマシタ、次ニ私ハ此ノ點ヲ承リタイノデアリマス、ソレハ附則ニ關係スル點デゴザイマスガ、此ノ附則ニ依リマス、現在アリマス政事結社デアルトカ、或ハ思想結社デアルトカ、公事結社デアリマストカハ、命令ノ定ムル所ニ從ヒマシテ、新タニヤハリ願ヒヲ出シテ許可ヲ受ケナケレバナラス、斯ウ云フ規定ニナツテ居ルノデアリマス、斯ウ云フ附則ガアルコトニ關聯致シマシテ、世間ノ一部デハ此ノ法案ガ成立シタナラバ、此ノ法律ニ依リマシテ、大政翼贊會ニ政治勢力ヲ結集シテ、世間言ヒマス所ノ所謂一黨ヲ實現スルノデハナイカ、斯ウ云フ杞憂デアルカ心配デアアルカハ別ト致シマシテ、サウ云フヤウナ考ヘ方ガ相當アルヤウニ思ヒマス、斯ウ云フ點ニ付テ此ノ機會ニ大臣ノ御考ヘヲ明確ニ御伺ヒスルコトガ出來レバ非常ニ幸ト思ヒマス

○東條國務大臣 御答ヘ致シマス、私ハ少クモサウ云フケチ臭イ考ヘヲ以テヤツテ居リマセス、私ハ今回ノ國ノ興廢ニ關係スルヤウナ此ノ重大ナル戰爭目的ノ達成ヲスル、一カラ十マデ其ノ頭デヤツテ居ルノデアリマシテ、今御話ノヤウナ考ヘハ持つテ居リマセス

○勝田委員 尙ホ世間ノ一部デ、此ノヤウナ法案ヲ御出シニナルノナラバ、寧ロ戒嚴令デモ御布キニナル、今若シ必要ガナケレバ必要ナ場合ニハ戒嚴令デ取締ヲナサルト云フコトガ宜イノデハナイカ、其ノ戒嚴令ヲ出サルル必要ガナイ場合ニ、此ノ法案ヲ御出シニナルト云フコトハ、ドウ云フ所ニ根據ガアルノダラウカト云フヤウナ點ニ付テ、多少世間ニ疑ヒヲ懷ク者ガアリマス、此ノ點ニ付キマシテ重ネテ大臣ノ御考ヘヲ伺ヒタイト思ヒマス

○東條國務大臣 其ノ點ハ確ニ一ツノ理窟ダト思ツテ居リマス、實ハ現下ノヤウナ非常ナ陸海軍ノ大勝ノ下デアレバサウデモナイノデアリマスガ、此ノ立案ノ當初ニ於キマシテハ、ドツチカ分ラナイ、斯ウ云フ場合ニ於キマシテハ、戒嚴ヲ奏請ト云フコトモ一應ハ考ヘタ場合モアリマス、併シナガラ私ハ戒嚴ト云フコトハ、ヨク／＼ノ時デナケレバ實行スベキモノデハナイト思ツテ居リマス、兎ニ角戒嚴ト云フノハ武力ヲ以テ政治ヲヤツテ行クノデアリマスカラ、是ハ幾多ソコニ弊害ガ伴ヒマス、殊ニ現在ノヤウナ總力戰ニナツテ參リマス、戒嚴ト云フコトニ依リマシテ、少クモ生産方面ニ或ル程度ノ制限ヲ受ケテ來マス、是ハ已ムヲ得ナイノデアリマス、ソレハ直チニ戰爭ノ遂行ノ上ニ相當ナ影響ヲ持つテ來ルノデアリマス、出來ルダケ戒嚴ヲ奏請シ、戒嚴事態下ニ於テ國內行政ヲヤツテ行クト云フヤウナヤリ方ハ避ケテ行キタイ、ソコデ其ノ他ノ方法ヲ以テ必要ナル最小限ダケハ之ヲ規制シテ行クト云フ方法デ行キタイ、斯ウ決心ヲシタノデアリマス、隨テ其ノ一ツノ生レガ是デアリマス

○勝田委員 尙ホ先程大政翼贊會云々ノ質問ヲシタコトニ關聯致シマシテ、尙ホ一言質問致シタイノデアリマス、先程内務大臣

ハ大政翼贊會ニ付テ政治力ヲ結集シテ、大政翼贊會一本槍デ、他ノモノヲ御許シニナラスト云フヤウナ、ソナケチナ考ヘヲ持つテ居ラスト云フコトデアリマス、サウシマス、此ノ附則ノ運用ニ付テ伺フノデアリマスガ、現在政事結社、公事結社ハ相當ニアリマス、殊ニ公事結社ハ澤山ゴザイマス、政事結社ハ只今ハ餘リ大キナモノハアリマセスガ、尙ホ四、五ノ政治結社ヲ吾々ハ聞知致シテ居リマス、サウ云フモノニ付キマシテハ、一體此ノ法ノ運用ト致シマシテ、ドウ云フ運用ニナル積リデアリマスガ、又將來政治結社ノ届出ガアツタ場合ニ於キマシテハ、ドウ云フ御方針デ此ノ處置ヲ御決定ニナリマスガ、政治結社竝ニ公事結社ノ御取扱ヒニ對スル大臣ノ御答辯ヲ承リタイ

○東條國務大臣 主眼ハ戰爭目的ノ達成デアリマス、隨ヒマシテ戰爭目的ノ達成ニ工合惡イヤウナ結社ナラ、是ハ取締ツテ行キマス、併シナガラ今アル政黨ノ如キハ何モ戰爭目的ノ達成ニ害アルモノトハ思ツテ居リマセス

○勝田委員 最後ノ所ガ私聽キ取リニクカツタノデアリマスガ、サウシマスト戰爭目的ニ害ノアルヤウナ結社アレバ、ソレハ政事結社デアラウガ公事結社デアラウガビシビシ取締ル、併シ害ノ無イモノナラバ政事結社デアラウガ公事結社デアラウガ、ソレヲ許サナカツタリスルヤウナケチ臭イ考ヘヲ持つテ居ラス、サウ云フヤウニ承ツテ宜イノデアリマスガ

○東條國務大臣 サウデアリマス

○勝田委員 終リニ、是ハ大變小サイヤウナ問題デアリマスルガ、先般來吾々同僚ノ

間ニ於キマシテ相當議論ノ焦點ニナツテ居
ツタ問題デアリマシテ、特ニ内務大臣ニ御
聴キシタイノデアリマス、ソレハ世間デ申
シマスル議會報告演説會ニ對スル此ノ法案
ノ考ヘ方デアリマス、此ノ演説會ニ對シマ
スル法案ノ考ヘ方、此ノ文字通りニ讀ン
デ見マスルト、此ノ法案第三條ニ依リマス
レバ、議員ガ選舉區ニ於テ、若シクハ其ノ
他ノ所ニ於キマシテ、所謂議會報告演説會
ヲ致シマスル場合ニモ、ヤハリ行政官廳ノ
許可ヲ要スルト云フ結論ニ到達セザルヲ得
ナイノデアリマス、併シナガラ一面議員ノ
職責ト所謂此ノ議會報告演説會トヲ御考ヘ
下サイマスルナラバ、一體議員ト云フモノ
ハ、獨リ衆議院議員ノミナラズ、地方ノ議
員ニ於キマシテモ、國民ノ選舉ニ依リマシ
テ、國民ヲ代表致シマシテ出デ參リマシタ
モノデアリマスルカラ、自分ガ議員トシテ
其ノ職責ヲ果シ、翼賛ヲ致シマシタ事柄ヲ、
自分ノ選舉區ニ歸リマシテ報告スル、又
時ニハ正シイ政府ノ考ヘ方ヲ國民ニ傳ヘル
ト云フ爲ニヤツテ居ルノデアリマシテ、或
ル意味カラ申シマスレバ、議員當然ノ職務
ノ一ツデアルトスラ吾々ハ考ヘテ居ルノデ
アリマス、法律的ニハ職務行爲デハゴザイ
マセヌデセウガ、政治的、常識的ニ考ヘマ
シテ、正シク議員ノ職務行爲ノ遂行デア
ルトスラ吾々ハ考ヘテ居リマス、其ノ議會報
告演説ナドモ一々行政官廳ノ許可ヲ得ナケ
レバヤレナイト云フコトデアツテハ、實際
上非常ニ支障ヲ來ス、モツト率直ニ申シマ
スレバ、——此ノ事變ニ關聯シテ申シマス
レバ、吾々ハ此ノ臨時議會ノ模様ヲ一日モ
早ク郷里若シクハ選舉區ニ歸リマシテ、國
民ニ報告シテ、總理大臣ハ斯ウ云フ決心デ

此ノ議場ニ臨マレタ、陸海軍大臣カラハ、
吾々ハ斯ウ云フ感激ニ堪ヘヌ報告ヲ聴イ
タ、議會ハ一日二日ニシテ是ダケノコトヲ
ヤツタノダ、オ五ニ一生懸命ニヤツテ行カ
ウデハナイカト言ツテ、吾々ハ政府ト國民
トノ間ニ入ツテ一億一心ノ實ヲ擧ゲタイ、
斯ウ云フ意氣ニ燃エテ居ル、吾々ガ選舉民
ト接觸致シマスル方法ハ、三人、五人ナラ
バ膝突合セテモ話ガ出來マスルガ、百人、
二百人トナリマスルト、議會報告演説會以
外ニ他ノ方法ヲ考ヘルコトガ出來マセヌ、
之ヲ一々行政官廳ノ許可ヲ得ナケレバナラ
スト云フコトデアツテハ、吾々ノ職責遂行
上非常ニ支障ヲ來ス、國家ヲ愛スルガ故ニ、
特ニ此ノ時局デアルガ故ニ、吾々同僚ハ之
ニ對シテ非常ニ關心ヲ持ツノデアリマス、
之ニ對シマシテ内務大臣ハドウ云フ風ナ御
考ヘヲ御持チニナツテ居リ、又ドウ云フ風
ナ御處置ヲ執ラルル御考ヘデアリマスルカ、
此ノ點ニ付キマシテ御答辯ヲ伺ヒタイと思
ヒマス

○東條國務大臣 御答ヘ致シマス、此ノ法
令ハ皆様方ノ一ツノ御任務デアアル所ノ議會ノ
報告演説、是ノミヲ對象トシタノデハナイ
ノデアリマシテ、總テノモノヲ對象トシテ
居リマス、隨ヒマシテ總テノモノニ適用ス
ル如ク決メテ居ルノデアリマス、ソレデ私
ガ今回此ノ臨時議會ヲ奏請致シマシタノハ、
言フマデモナク皆様方ヲ通ジテ國民ニ政府
ノ所信ヲ披瀝シ、所信ノ向フ所ヲ示ツカリ
アナタ方ヲ通ジテ國民ニ傳ヘテ行ツテ載キ
タイ(拍手)茲ニアルノデアリマス、隨ヒマ
シテ今ノヤウナ點ニ付キマシテハ、私ハシ
ツカリオヤリニナルト云フコトヲ寧ろ御願
ヒヲシタイノデアリマス、併シナガラ茲ニ

特例ヲ設ケルト云フ點ニ付キマシテハ、一
番最初申上ゲタ如ク、對象ガ議員諸君ノ報
告演説ダケデハナイノデアリマス、ソコデ
茲ニ特例ヲ設ケマスコトハ是ハ致シ兼ねル
ノデアリマス、併シナガラ其ノ運営ニ於キ
マシテハ、御便宜ヲ十分圖ツテ行クベキダ
ト考ヘテ居リマス

○勝田委員 私ハ只今ノ御答辯ハ内務大臣
ノ御答辯デアアルト同時ニ、一國ノ宰相デア
リマスル總理大臣ノ御答辯トシテ承リタイ、
斯ウ云フ氣持スラスルノデアリマス、ソコ
デ大臣ノ御氣持ハ私等ハ能ク諒承シタノデ
アリマスガ、如何ニ申シマシテモ、先程私
ガ申シマシタ通りニ、大臣ノ御考ヘ方ガ地
方ニ行渡ラナケレバ、法律運用ノ末梢神經
ガビシシノ動キマセヌ、ドウカ此ノ點ニ付
キマシテハ、私ハ内務大臣トシマシテ八十
分ナル御考ヘヲ實際運用ノ上ニ於テ現ハシ
テ戴キタイ、斯ウ云フコトヲ御願ヒスルノ
デアリマス、尙ホ具體的ニ申シマスレバ、
成程議會報告演説會ト申シマスルモノハ法
律上ノ用語デハゴザイマセヌ、吾々ガ所謂
議會報告演説會ト申シテ居ルノデアリマス
カラ、之ヲ法律用語トシテ此ノ法律ノ中ニ
織込シテ特例ヲ設ケルト云フコトニ付キマ
シテハ、ソレハ議論ハゴザイマセウ、吾々
今日デアリマスルカラ、此ノヤウナ問題ニ
付キマシテハ彼此レ申シマセヌガ、運用ニ
付キマシテハ、ドウカサウ云フ種類ノ演説
會ハ形ハ許可デアツテモ、從來通り届出デ
宜カウタト同様ノ御處置ヲ運用ニ依ツテヤ
ツテ貰ヒタイ、是ガ即チ政治ノ働キデア
ルト思ヒマス、此ノ働キヲ私ハ内務大臣ニ御
願ヒシタイノデアリマス、ドウカ此ノ點ニ
付キマシテハ特ニ下僚ニ命ジテ御工夫願ヒ、

タイ、斯様ニ考ヘマス、私ノ質問ハ甚ダ簡
單デアリマスルガ、大體之ヲ以テ終リマス
○島田委員長 此ノ際諸君ニ御諮リヲ致シ
マスガ、只今マデノ勝田委員ノ各方面ニ互
ル質問ニ依ツテ——無論質問ハ盡キテハ居
リマセヌ、ケレドモ大體本案ニ對シテ
議員トシテ懷クベキ質問ノ傾向ニ付テハ質
サレタノデアリマス、會期ノ關係モアリマ
スカラシテ、此ノ際暫ク休憩ヲ致シマシテ、
理事會ヲ開キ、又各派ニ於テ今後ノ質問ノ
進行等ニ付テ能ク御協議ヲ願ヒマシテ、サ
ウシテ發言ノ順序ヲ整理致シマシテ重ネテ
開キタイと思ヒマス、九時マデ休憩致シマ
ス

午後八時四十分休憩

午後九時五分開議

○島田委員長 是ヨリ會議ヲ開キマス——
協議ノ爲メ、暫ク休憩致シマス

午後九時六分休憩

午後十時三十二分開議

○島田委員長 休憩前ニ引續キマシテ會議
ヲ開キマス、此ノ際御諮リヲ致スコトガア
リマス、理事伊禮肇君ガ委員ヲ辭任セラレ
マシタ、就キマシテハ理事ノ補選選舉ヲ行
フ管デアリマスガ、是ハ先例ニ依リマシテ
委員長ニ於テ指名スルニ御異議アリマセヌ
カ

(「異議ナシ」ト呼ブ者アリ)

○島田委員長 ソレデハ武知勇記君ヲ理事
ニ御願ヒ致シマス

政府ニ對スル質問ヲ繼續スル譯デアリマ
スガ、休憩中色々各派ノ間ニ於テ御協議ヲ
願ヒマシテ、委員各位ヨリノ質問ニ付キマ

シテハ大體理事會ニ於テ御整理ヲ願ヒマシ
テ、其ノ要點ニ付テ委員長ヨリ便宜政府ニ質
問ノ要項ヲ示シテ答辯ヲ求メルコトニシマシ
タガ、特ニ一松君ニ對シマシテ短時間ヲ限リ
マシテ、質問ヲ許シマシテ、一松君ノ質問
終了後、委員長ヨリ各委員ノ御申出ヲ整理
シタルモノニ付テ、政府ニ確メテ置クヤウ
ニ致シタイ、斯様ナ御計ヒニシヨウト考ヘ
テ居リマスカラ、右ニ御諒承ヲ願ヒマ
ス——一松君

○一松委員 内務大臣ト司法大臣ガ御出席
ガ出來ナイデセウカ
○島田委員長 内務大臣ハ追テ出ル答デア
リマスガ、政府委員ガ居リマスカラ……今
催促シテ居リマス

○一松委員 既に既ニ勝田委員カラ御質問
申上ゲマシタコトニ關聯致シマシテ、今少
シク明確ニ御答辯ヲ得テ置キタイト云フ考
ヘト、勝田君ノ御質問シナイ點ヲ二ツ三ツ
ダケ政府當局ニ御伺ヒ致シマシテ質問ヲ終
リタイト思フノデアリマス、先ヅ第一條ノ
法文「戰時ニ際シ」ト云フ此ノ點ハ、勝田委
員ト内務大臣トノ間ノ質問應答ニ於テ能ク
明カニナツタヤウニ思フノデアリマスガ、
併シナガラドウモ此ノ點ニ付テ政府ノ事
務官ノ方デ多少異ツタ考ヘヲ持ツテ居ラレ
ルノデハナカラウカト思ハレル筋ガアルノ
デアリマス、ソレハ戰時ト云フハ宣戰布
告ガアツテカラ戰ノ後始末ノ濟ムマデヲ戰
時デアルト云フ風ナ御意見ガアリマス、
併シナガラ本日ノ勝田委員ト内務大臣トノ
質疑應答デハ、宣戰ノ御詔勅ガ發布セラレ
テ、ソレガ即チ戰時ノ始メデアル、講和條約
ガ成立シテ御批准ニ相成ツタ時ガ戰時ノ終リ
デアアル、故ニ本法「戰時ニ際シ」ト云フノハ、

所謂宣戰布告ノ御發布ト講和條約ノ御批准
ト其ノ中間ヲ指スノデアルト云フコトガ明
カニナリマシタカラ宜シイノデアリマスガ、
事務當局モ勿論其ノ總理大臣ノ御解釋ニ違
ヒハナイノデアリマセウカ
(發言スル者多シ)

○島田委員長 靜肅ニ

○湯澤政府委員 一松委員ノ御話ニナリマ
シタ通りデアリマス、事務當局ニ於テモ意
見ガ違ツテ居リマセス

○一松委員 ソレデハ其ノ點ハ明カニナリ
マシタ、其ノ次ニ御質問申上ゲタイコトハ、
第三條ノ但書但シ法令ヲ以テ組織シタル議
會ノ議員候補者タルベキ者ヲ銓衡スル爲ノ
集會ニ是デス、此ノ點ニ付キマシテ、色々事
實ヲ想像スレバ想像ガ幾ラモ出來マスガ、
其ノ中デ特ニ政府當局ノ御意見ヲ確メテ置
キタイコトハ、彼ノ大政翼賛會ノ下部組織、
此ノ下部組織ノ色々組織セラレタ人々ガ
選舉ニ直面シテ會合シテ議員候補者ヲ銓衡
スルト云フヤウナコトガ、ヤハリ此ノ中ニ
含ムノデアリマス、ドウデアリマス

○今松政府委員 第三條但書ノ議員候補者
ヲ銓衡スル爲ノ集會ト云フモノノ中ニハ、
大政翼賛會ノ下部組織ハ含シテ居リマセス
○一松委員 其ノ點ハ明確ニナリマシタ、
サウシマスト是ハ衆議院議員選舉法ニ規定
セラレテ居ル議員候補者ノ推薦ノ爲ノ銓衡
會ニ限ル、斯ウ承知シテ宜シイノデゴザイ
マス

○今松政府委員 法令ヲ以テ組織シタル議
會ノ議員候補者ヲ銓衡スル集會ト云フコト
デゴザイマス
○一松委員 既に大政翼賛會ノ下部組織ノ
候補者ヲ推薦スルト云フヤウナ集會ハ含シ

テ居ラヌト云フコトガ明カニナリ、サウシ
テ法令ヲ以テ組織シタル議會ノ議員候補者タ
ルベキ者ヲ銓衡スルノニハ法令ニ規定セラ
レタル集會ニ限ルト云フコトガ明カニナレ
バ私ハ満足致シマス

其ノ次ニ伺ヒタイコトハ選舉運動ノ爲ニ
スル集會——御承知ノ通りニ選舉法ニハ選
舉運動ト云フ項目ノ中ニ演說會ヲ含シテ居
ルノデアリマスガ、選舉運動ノ爲ニスル集
會ト云フカ、演說會ノ集會ト云フモノハ、
其ノ時ニハ、コトハ狹義ニ解シテ、選舉運
動ノ爲ニスル集會ヨリモ範圍ガ廣イノデア
ツテ、選舉演說會ノ集會ハ此ノ選舉運動ノ
爲ニスル集會デハナイノダ、斯ウ云フヤウ
ニナルノデスカ、其ノ邊ハドウナリマス

○今松政府委員 選舉演說會ノコトデス
(「分ラヌ」ト呼ブ者アリ)

○一松委員 選舉演說會ハ此ノ選舉法ノ第
十章デスネ、選舉運動ト云フ中ニ選舉演說
會ハ含ムノデアリマス、選舉法デハサウナ
ツテ居ル、ソコデ茲ニ所謂選舉運動ノ爲ニ
スル集會ト云フ、此ノ中ニハ演說會ハ含ム
ノデアアルカドウカ、斯ウ云フコトヲ聽クノ
デス

○今松政府委員 第三條ノ選舉運動ノ爲ニ
スル集會ト云フノハ選舉演說會ノコトヲ言
ツテ居ルノデアリマス

○一松委員 サウ致シマスト選舉運動ヲス
ル爲ニ其ノ手段方法等ヲ話合ヒマスルモノ
ハ含マナイノデアリマス、ソレハヤハリ
含ムノデアリマス、アナタハ演說會ニ限
ルト仰シヤツタガ、演說會以外ニ選舉運動
ノ爲ニスル集會ガアルノデスカ

○今松政府委員 選舉運動ノ爲ニ集マル集
會デアツテ、演說會デナイモノハ、是ハ特

定ノ集會、公衆會同ノ集會ニナラナイノデ
スカラ當然届出デ宜イノデス

○一松委員 其ノ當然届出ト云フノハ、三
條ノ但書ニ依ル届出デセウ、サウスルト此
ノ選舉運動ノ爲ニスル集會ノ中ニハ演說會
モアレバ、演說會以外ノ選舉運動ニ關スル
集會モ總ベテ含ム、斯ウ解釋シナケレバナ
ラスヤウニ思フノデスガ、如何デスカ

○今松政府委員 其ノ通りデス

○一松委員 ソレデ能ク分リマシタ、其ノ
次ニ伺ツテ置キタイノハ、勝田委員ノ御質
問ニ對シマスル公衆ヲ合同セザル集會、是
ハ警保局長ノ御發言ニハ特定人ノ集會デア
ル、其ノ數ハ大體下ノ位カト云フト、ソレ
ハ二十人内外ノ小人數ノ會合デアアルノダ、
斯ウ云フヤウニ御答ヘニナリマシタ、サウ
シテ上ノ方ハ百人位マデハ宜シカラウト云
フ考ヘヲ持ツテ居ルト云フ御答デアツタ、
其ノ點ハ私ハ異論ハアリマセス、ソコデ私
ノ伺ツテ置キタイコトハ、其ノ際ニ警保局
長ハ届出ヲシナイ會合ガアルノダト云フコ
トヲ御認メニナツタ、ドノ位ノ人數ガ届出
ヲシナイノカト言ツタラ、マア七八人カラ

二十人位ナモノデアリマセウ、サウ云フモ
ノハ届出ハ要ラナイノダト云フコトヲ仰セ
ニナリマシタガ、私ハ此ノ第三條ノ解釋ハ、
即チ公衆ヲ合同セザル集會ハ、行政官廳ニ
届出ヲ以テ足ルノデアツテ、許可ハ要ラヌ
ト云フノデ、届出ハシナケレバナラヌト云
フコトニナツテ居ルノデスカラ、ソレハヤ
ハリ此ノ二十人位ナモノ届出ハシナケレ
バナラスノデヤナイカト思フノデスガ、ソ
レハ届出ヲシナイデ宜イト云フ其ノ解釋ハ
此ノ法文ノ何處カラ出ルノデアリマス、

此ノ法文ノ何處カラ出ルノデアリマス、
便宜解釋デアアルカドウカ、其ノ邊ヲ一寸明

確ニシテ戴キタイ

○今松政府委員 先刻勝田委員ノ御質問ニ

答ヘマシタノハ、二十人内外ノモノハ届出

ヲ要セザルモノトノ取扱ヒヲ致スト云フコ

トヲ申上ダタノデアリマスガ、是ハ取扱上

ノ問題デゴザイマシテ、法律ノ解釋ト致シ

マシテハ今御説ノ通り公衆ヲ會同セザル集

會ハ届出ヲ皆シテ貰ハナクテハイケナイト

モ解釋ハ出來ルノデアリマス、併シソレデ

ハ非常ニ不便ノコトガ多イト思ヒマシタノ

デ、取扱上ノ問題トシテ二十人内外ノ人數ノ

場合ニハ届出ヲシテ貰ハナクテモ宜シイ、

斯ウ云フ工合ニ申上ダタノデアリマス

○一松委員 能ク分リマシタ、サウスルト

結局法文解釋トシテハ届出ヲシナケレバナ

ラヌノデアルケレドモ、煩雜ヲ避ケル爲ニ

便宜主義トシテ届出ヲシナクテモ宜シイ、

サウ云フ御答ヘデスネ

○今松政府委員 サウスルト

○一松委員 サウスルト法文解釋ハ届出ヲ

シナケレバナラヌノダケレドモ、煩雜ヲ避

ケル爲ニ行政ノ便宜上届出ヲシナクテモ宜

シイト云フ解釋ヲ採ルノダ、斯ウ云フ御解釋

デスネ、モウ一遍確メテ置キマス

○今松政府委員 左様デアリマス

○一松委員 然ラバ其ノ點ニ付キマシテハ

特ニ下級行政官廳ニ其ノ意思ガ徹底スルヤ

ウニ、一ツ御訓示カ何カシテ置イテ戴キマ

セスト、警察官ガ其ノ取扱ヒヲスルコトニ

ナツテ居リマスカラ、ドウカ其ノ點ニ付テ

地方警察官等ガ間違ヒノナイヤウニ、二十

人集ツテモ第三條カラ行ケバ届出ヲシナケ

レバナラヌデヤナイカ、届出ヲシナイデ集

會シタノダカラ制裁ガアルノダト云フヤウ

ナ問題ガ起ツテハ困リマスカラ、其ノ點ハ

十分ニ一ツ善處シテ置イテ戴キタイ、斯様

ニ私ハ考ヘテ居ルノデアリマス

ソコデ第三條ト牽聯シテ御伺ヒシテ見タ

イコトハ、第六條ノ「法令ヲ以テ組織シタ

ル議會」以下ノ、議員ガ議事準備ノ爲ニ相

團結スルモノニ付テハ、第二條ノ規定ヲ適用

セヌノダカラ許可ハ要ラナイ、出願ヲスル

必要ハナイ、斯ウ云フコトニナツテ居ル、

此ノ會合ニ付テ、事務當局ノ方デハ議會ノ議

員同士ガ集マル時ニハソレデ宜シイノデア

ルガ、議員ガ議員以外ノ者ヲ集メテ議事ノ準備

ヲスルコトハ、ヤハリ此ノ許可ヲ得ナケレ

バナラヌノデアルト云フ解釋ヲ持ツテ居ル

カノ如ク伺ツタノデアリマス、是ハ昨日ノ事

務當局ノ御話ハサウ云フ風デアツタト私ハ

聽イテ居ルノデアリマスガ、其ノ點ヲ一ツ

モウ一度明確ニ御答ヘシテ戴キタイ——私

ノ御尋ネスルコトヲモウ一遍搔ツマシテ申

シマスレバ、議會ノ議員同士ガ集マルコト

ハ宜イノデアルガ、議員ガ議員以外ノ人ヲ

集メテ議事ノ準備ヲスルノハイケナイノダ、

ソレハ許可ガ要ルノダ、斯ウ云フヤウニ解

釋スルノダト云フヤウニ昨日承ツタヤウデ

アリマスガ、其ノ點ニ付テノ明確ナル御答

ヘヲ今一度シテ戴キマス

○今松政府委員 議會ノ議員ガ議事準備ノ

爲ニ致シマスル集會ハ、議會ノ議員ダケニ

限ルノデアリマス、集マル人ハソレデ他ノ

人ガオ集マリニナツタ場合ニハ、人數ニ依

リマシテ、ソレガ非常ニ澤山オ集マリニナ

リマス、公衆會同ト云フコトニナリマシ

テ許可ガ要ルコトニナリマス、ソレカラ少

人數デアリマスレバ届出ガ要ルト云フコト

ニナルト思フノデアリマス、ソレデ更ニ少

人數デアリマシタナラバ、二十人以下デア

リマシタナラバ、前ノ例ニ依リマシテ、其

ノ意味カラ申シテモヤハリ要ラナイ

○一松委員 サウ致シマス此ノ六條ノ解

釋デハ、詰リ議員ガ議員以外ノ特定人ヲ、

第三條ノ今ノ便宜解釋ニ依ツテ二十人以下

ノ人ヲ集メテ議事ノ準備ヲスルコトハ届出

ハ要ラヌ、併シナガラソレ以上ノ者ヲ集メ

ル場合ニ於テハヤハリ届出ガ要ルノダ、斯

ウ云フヤウニ御解釋デスネ

○永野政府委員 サウスルト

○一松委員 サウスルト、サウ致シマスル

ト第六條ノ議員ガ議員以外ノ人ヲ集メテ届

出ノ許可ハ要ラナイト云フノハ、第三條ノ

便宜解釋カラ來ルノデアツテ、第六條ノ解

釋カラハ來ナイノダ、斯ウ云フコトニ承知

シテ宜シイト思フノデアリマス、ソコデ一

ツ伺ツテ置キタイノハ、サウ致シマス、

議會ノ議員ガ色々同志ガ集リマシテ、サウ

シテ時事問題ニ付テ話合ヒマス、議會ノ

準備デヤアリマセヌ、議員ガ政治上ノ知識

ヲ養成スル爲ニ、色々ナ研究等ノコトノ爲

ニ、所謂代議士會ヲ開イテ、色々ナ政務調

査ヲヤル、若クハ或ル權威者ニ來テ貰ツテ、

サウシテ其ノ權威者ノ話ヲ聽クト云フヤウ

ナ場合ニ、ソレガ二十人以上デアツタ、而シ

テソレガ政事ニ關係アリト云フ時分ニハ、

ヤハリ許可ヲ受ケナケレバナラヌト云フコ

トニナルノデアリマス、其ノ邊ヲ一ツ……

○永野政府委員 議事準備デナクシテ純然

タル政事ニ關スル集會、斯ウ云フコトニナ

リマスレバ、政談演說會式ノモノニナリマ

スレバ……

○一松委員 政談演說デヤナイノデス、私

ノ言フノハ議員ガ澤山集リマシテ、ソウシ

テ議事準備以外ノ政治上ノ意見ヲ交換スル

場合ハドノ政黨ニモアル、サウ云フヤウナ

時ニハヤハリ此ノ第三條ノ規定ニ依ツテ許

可ヲ要シ、ソレカラ權威者ヲ招ンデ議員ガ

政治上ノ知識ヲ養成スル爲ニ、政治上ノ意見

ヲ聽クト云フヤウナ時ニモ、ヤハリ第三條

ニ依ツテ許可ガ要ルト云フコトニナツテ、

議員ガ許可ヲ要シナイノハ、議事準備ノ爲メ

ノミニ限ルノダト云フコトニナレバ、餘リ

ニ議員ノ權能ガ制限サレルコトニナルノデ

アルガ、ヤハリサウ云フヤウニ解釋シナケ

レバナラヌモノデアリマスサト言フノデス

○永野政府委員 議事準備ノ爲ノ時ニハ政

事ニ關シマシテモ何モ要ラナイノデアリマ

ス、ソレデ其ノ以外ノ、人ヲ招ンデ政治上

ノ意見ヲ聽クトカ何トカ云フコトニナリマ

スト、是ハ普通ノ人ノ場合ト同ジニナリマ

シテ、其ノ會合ノ内容ガ政事ニ關スルモノ

デアルカドウカト云フコトニ依ツテ決ツテ

參リマスカラ、單ニ意見ヲ聽ク、研究スル

ト云フダケナラハ要ラヌノデアリマス

○一松委員 サウ致シマス、議員同士ガ

集リマシテ、サウシテ色々ナ政治ニ關スル

研究ヲスル爲ノ集會ト云フヤウナコトハ、

ヤハリ第三條ニ依ツテ許可ヲ受ケルト云フ

コトニナルノデスネ

○永野政府委員 特定人デアリマスレバ届

出ニナルノデアリマス

○一松委員 届出ニナル、ソレハソレデ宜

シイ、ソレカラ第八條ノ「行政官廳必要ア

リト認ムルトキハ」ト云フ此ノ解釋ハ、勝

田委員ノ質問ニ對シマシテ内務大臣ハ、ソ

レハ第一條ノ「安寧秩序ヲ保持スル」ト云フコ

トガ此ノ立法ノ目的デアアルノダカラ、「行政

官廳必要アリト認ムルトキハ」ト云フコトハ、

安寧秩序ヲ紊スアル時ニ之ヲ限ツテヤ

ルノダ、斯ウ云フヤウニ解釋シテ、其ノ點ニ付テ法制局長官モ同ジ意見デアルト、斯ウ云フヤウニ御解釋ニナリマシタ、能ク分リマシタガ、併シ吾々専門家カラ考ヘマスルト「行政官廳必要アリト認ムルトキハ」ト云フコトハ、安寧秩序ヲ保持スルト云フコトヨリモ範圍ガ廣イノデス、ダカラシテ必要アリト認ムル時ハ、安寧秩序ヲ保持スル必要アリト云フ場合モ、ソレ以外ニ必要アリト云フ場合モ此ノ中ニ含ムト、吾々ハ法制解釋トシテサウ云フ解釋ガ出來ル、ソレナラバ寧ロ此ノ疑ヲ避ケル爲ニ、第八條ハ、行政官廳ハ若シ安寧秩序ヲ紊スルアル時ニハト云フヤウニ、具體的ニ此處ニ現ハシタ方ガ疑ヲ避ケル意味ニ於テ宜イノデハナイカ、斯ウ云フヤウニ私ハ考ヘテ居ルノデスガ、併シソレハサウシナイデモ是デ間違ヒナク安寧秩序ヲ紊ス場合ニノミ行政官廳ハ必要アリト認ムルト云フコトニ解釋ノ限定スルノダト云フ御考ヘデアレバ、ソレデ宜シイノデスガ、其ノ點伺ツテ置キマス

○森山政府委員 只今ノ點ハ先刻勝田委員ノ御質疑ニ對シテ明確ニ御答ヘシタ所デアリマスガ、尙ホ改メテ御質疑ガアリマシタカラ、私カラ御答ヘ致シマス、本法案ニハ第一條ニ此ノ法律ノ目的ガ明確ニ規定シテアルノデアリマシテ、單ニ第八條ノ取消ノ場合ノミデハナク、許可スルカシナイカト云フコトモ、總テ第一條ニ規定シタ所ノ此ノ法目的ニ依ツテ決マツテ來ルノデアリマス、寧ロ各條文ニ付テ一々サウ云フコトヲ規定スルヨリモ、モウ此ノ法律ノ一番冒頭ニ持ツテ行ツテ、其ノ事ヲ明確ニシテ居ルノデ、法ノ適用上何等疑ヒハナイ、斯ウ云フヤウニ考ヘテ居リマス

○一松委員 法制局長官ノ御答辯洵ニ明瞭デアリマス、併シナガラ此ノ法ヲ運用スル場合ニ於テ、下級官廳ガ、今アナタ方ノヤウナ解釋ヲ執ラズシテ、今私が申上ゲタヤウナ疑問ノ意味ニ之ヲ解釋スル場合ナキニシモアラズデアリマスカラ、今アナタノヤウナ御解釋通りデアリマスレバ、此ノ法ヲ運用スル上ニ於テ誤リナク下級官廳ニ向ツテ十分ニ徹底スルヤウニ一ツ御訓示置キマソレト同ジ意味ニ於キマシテ、第九條ノ「行政官廳必要アリト認ムルトキハ當該題號ノ出版物ノ以後ノ發行ヲ停止シ」云々ト云フ、此ノ所謂「行政官廳必要アリト認ムルトキ」ト云フコトモ、第八條ノ所謂「行政官廳必要アリト認ムルトキ」ト勿論同ジニ解釋スベキモノデアルト確信致シテ居ルノデアリマ

○森山政府委員 御考ヘノ通りデアリマスガ、其ノ通りデ間違ヒアリマスマイネ
○一松委員 第十八條ニ「時局ニ關シ人心ヲ惑亂スベキ事項ヲ流布シタル者ハ」云々ト云フコトガアリマス、是ハ文面ハ能ク分ツテ居ル、併シナガラ茲ニ人心ヲ惑亂スベキ程度ヲ何等カノ方法ニ依ツテ明カニシテ置ク必要ガアルノデハナイカ、若シ法文デ明カニ出來ナイナラバ、ヤハリ今私が申上ゲマシタヤウニ、下級官廳ニ向ツテ十分徹底スルヤウニ、解釋上ノ意味ヲ明カニシテ置ク必要ガアルト思フ、例ヘバドウモ我が國ニハ今米ガ足ラヌノダ、食物ガ足ラヌノダ、ダカラシテ非常ニ國民ハ困ツテ居ル、或ハ「ガソリン」ガナイノデ、是ガ爲ニ戦ニ負ケルカモ知レナイト云フヤウナコトヲ話スルト云フヤウナ、事實ニ即シタコトヲ言ツテモ、ソレガ所謂人心ヲ惑亂スル、米ガ

ナクテハ戦ハ出來ヌデヤナカラウカト云フノデ人心ヲ惑亂スル、或ハ油ガナケレバ戦サガ出來ヌデヤナイカト云フコトデ人心ニ動搖ヲ來スト云フヤウナ場合モ、ヤハリ第十八條「時局ニ關シ人心ヲ惑亂スベキ事項ヲ流布シタル者ト」云フコトニ當嵌マルト云フコトニナリマス、一寸シタコトデモ、事實ヲ吾々ハ口ニ出シテ言ヘナイト云フヤウナコトニナリハシナイカ、斯ウ云フ疑ヒナキニシモアラズデアリマス、此ノ點ニ對スル一ツ具體的ノ程度ヲ例ヲ舉ゲテ示シテ戴イタラ結構ダト思フノデアリマス

○東條國務大臣 只今ノ御質問、例ヲ舉ゲテ御答ヘスル必要ハナイト思ツテ居リマス、ソレハ原因ガ國內的ノ問題モアリマセウシ、外交上ノ問題モアリマセウシ、軍事上ノ問題モアリマセウシ、戰時下ニ於キマシテハソコニ各種ノ素因ヲ持ツノデアリマス、隨ヒマシテ茲ニ一ツノ例ヲ以テ御示シスルコトハ不可能デアラウト思ヒマス

○一松委員 サウデアラウトモ思ヒマスルガ、私共ガ心配シテ居ルコトハ、或ル事實ヲ事實トシテ述べタヤウナ場合ニ、ヤハリ之ニ依ツテ處分ヲ受ケナケレバナリマセスカラ、ソコヲ明カニシテ置キタイト云フ考ヘデアツタノミデアリマス、只今ノ内務大臣ノ御答辯デモウ此ノ點ハ明カニナツタカラ宜シウゴザイマス
其ノ次ニ最後ニ伺ツテ置キタイコトハ、此ノ附則ニ關シマスル「現ニ存スル政事ニ關スル結社」ニ付テハ更ニ届出ヲシナケレバナラスカ、世ノ中ニハ翼賛會一本ニスルノデハナカラウカト云フ虞ヲ抱イテ居ル者ガアルノダガ、内務大臣ハ此ノ點ニ關シテドウ考ヘルカト云フ勝田委員ノ質問ニ對シテ、

サウ云フケチナ取扱ヒヲスル考ヘハ持ツテ居ナイ、少クトモ安寧秩序ニ害ノナイヤウナ結社ト云フモノハヤハリ認メル積リデア

○島田委員長 委員ノ各位ヨリ質問ヲシタイト云フ希望ノ方ガ澤山アリマスガ、ソレ等ノ質問ヲ希望セラレル事項ニ付テ、委員長ノ手許ニ於テ整理ヲ致シマシテ、各項目、箇條ニ付キマシテ政府ノ意見ヲ委員長ヨリ確メテ置キタイト思ヒマス、是等ノ事柄ノ中ニハ、或ハ既ニ勝田委員ヨリ質疑ニ相成ツタ點モアルト考ヘルノデアリマスケレドモ、重複ヲ厭ハズ委員長ヨリ確メテ置キマスカラシテ、政府ニ於テ明確ニ御答辯ヲ願ヒ、本會議ニ於テ之ヲ報告スル場合、委員長トシテ明確ニ報告ノ出來ルヤウニ御答ヘヲ希望致シマス、尙ホソレ等ノ點ノ中ニハ政府委員ヨリ答辯セラレルコトガ、法律解釋ノ上カラシテ便宜デアラウト考ヘラレル點モアリマスカラ、ソレ等ノ事柄ニ付テハ政府ニ於テ便宜ニ從ツテ適當ニ答辯セラレ

ルコトヲ希望致シマス
先ヅ第一ニ本法ノ提案ニ關スル點デアリマスガ、本法案ノ如キハ必ズシモ此ノ短期

間ノ臨時議會ニ於テスルヲ要シナイデハナ
イカ、最近ノ通常議會ニ之ヲ提出シテ協賛
ヲ求ムルモ遲シトシナイデハナイカト云フ
點デアリマス、此ノ點ニ付テハ先程政府ヨ
リ一應ノ御答辯ガアリマシタケレドモ、更
ニ此ノ場合之ヲ確メテ置キタイト思ヒマス

○東條國務大臣 御答ヘ致シマス、此ノ法
案ハ第一條ニ明示サレテ居リマスル如ク、
戰時ニ必要ナル所ノ規定デアリマス、戰時
即チ吾人ハ敵ヲ持ツテ居ルノデアリマス、
敵ノ行動ハ、開戦トナリマスレバ、イツ何
時デモ攻撃シ得ルノデアリマス、隨ヒマシ
テ政府ト致シマシテハ總テノ國土防衛ノ見
地カラモ、又治安ノ見地カラモ、其ノ敵ノ
凡ユル手段ニ對シマシテ十全ヲ盡ス所ノ方
法ヲ立テル必要ガアルノデアリマシテ、其
ノ必要ニ應ジテ今日此ノ臨時議會デ之ヲ提
案シタ所以デアリマス

○島田委員長 次ニ附則ニ關シ大政翼贊會
ノ政治力、或ハ大政翼贊會一本ヲ以テヤル
ノ意思云々ト云フコトニ付テハ、是ハ繰返
シ質問セラレマシタカラ、此ノ點ニ付テハ
要ヲ得テ居ルト思ヒマスカラ是ハ略シテ置
キマス

次ニ時局ノ關係カラ申シマスレバ、寧ロ
戒嚴令ニ依ルコトガ政府トシテモ便宜デア
リ、適當トハシナイカ、本法ノ如キ特別ノ
立法ヲスルノ必要ハナイノデハナイカト云
フノ點ニ付テ、重ネテ政府ノ言明ヲ求メテ
置キマス

○東條國務大臣 其ノ點ニ付キマシテハ先
程モ縷々申シマシタ如ク、元來申シマスレ
バ總力戰ノ性質ヲ帶ビマシタ所ノ近代戰ニ
於テ、開戦ト云フコトニナリマスルナラバ戒
嚴令下ニ於テ國內ヲ動カシテ行クト云フコ

トガ、單ニ治安トカ、或ハ警備トカ云フ點
カラ申シマスレバ便利デアリマス、併シナ
ガラ國ノ全體ノ運籌、國民ノ生活、或ハ生
産ノ擴充、其ノ他ノ各種ノ行政上ノコトヲ
考ヘマスル場合ニ於テ、非常ニ一考ヲ要ス
ルモノガアルノデアリマス、國ト致シマシ
テハ——私ト致シマシテハ何トカ戒嚴令下
ニ於テ、即チ武力ヲ以テ行政ヲシテ行クト
云フ方法ニ依ラズシテ、而モ警備ナリ、國
土防衛ナリ、或ハ治安ノ上ニ於テ、十全ヲ
期シテ行キタイト云フ風ナ見地ニ立チマシ
テ、本法案ヲ立案シ、而シテ之ヲ提案シタ
所以デアリマス

○島田委員長 次ニ治安警察法、治安維持
法及ビ新聞紙法等ノ現行法ノ運用ニ依リ、
本法案ニ於テ意圖スルガ如キ目的ヲ達成シ
得ルヤウニ考ヘラレルノデアアルガ、特ニ是
等ノ現行法ニ離レテ本法案ヲ提出セザルベ
カラザル特別ナル理由ガアレバ、其ノ點ヲ
御説明願ヒタイ

○永野政府委員 御答ヘ致シマス、治安維
持法ノ運用ニ依ツテヤレルノデハナイカ、
此ノ法ヲ此ノ際出サナクテモ宜イノデハナ
イカト云フ御尋ネデアリマスガ、是ハ此ノ
法ノ建前ガ全然違フノデゴザイマシテ、治
安維持法ノ方ハ、國體變革、私有財産否認
ノ結社、之ヲ直チニ處罰致スノデアリマス、
隨ヒマシテ皆秘密結社ニ關スル法律ニナル
ノデアリマス、コチラハ公然タル合法的ナ
結社、其ノ結社ノ許可トカ、届出トカ、手
續ニ關スルモノ、或ハ安寧秩序ヲ紊ル場
合ニドウスルカト云フコトニ關スル法律
デ、法律ノ建前ガ全然違ヒマスノデ、治安
維持法ノ運用ニ依リマシテハ、本法ノ目的
トシテ居ルヤウナコトニ付テハ、此ノ目的

ヲ達スルコトガ出來ナイト云フコトニナル
ト思ヒマス、ソレカラ現在ノ治安警察法ヲ
運用スルコトニ依ツテ行ツタ宜イノデナ
イカト云フ御質問ノヤウデアリマスルガ、
現在ノ治安警察法デハドウシテモ不十分ナ
點ガアツテ、此ノ大キナ國ヲ擧ゲテノ國家
興亡ノ岐路ニ立ツヤウナ、サウ云フ大戰爭
ヲスル際ニアツテハ、何時ドウ云フコトガ
起ツテ來ルカモ知レヌ、ソレニ流言飛語、
出版、集會、結社、左様ナモノノ取締ニ付
テ、今マデノ治安警察法デハ非常ニ不十分
デアアル、例ヘテ申シマスルト結社集會ニ致
シマシテモ、全然届出ナシニ幾ラデモ出來
ル結社ガアルノデアリマス、政治結社ニ付
キマシテハ届出ガアリマスルガ、思想結社
ニ付キマシテハ届出ナシニ幾ラデモ出來テ
居ツタノデアリマス、集會ニ致シマシテモ、
大衆運動ニ致シマシテモ、届出ナシニヤレ
ルモノモアルシ、届出サヘスレバ、ドウ云
フ大衆運動デモヤレルト云フコトニナツテ
居ル、左様ナ風ニ既ニ届出ヲセズニ結社ガ
出來テシマヒマシタリ、届出ダケヤツテ人
ヲ集メテ、屋外集會ヲヤリマシタリ、或ハ
屋内集會ヲヤリマシタリ、大衆運動ヲシマ
シタ場合ニ於テ、之ヲ安寧秩序ノ上ニ於テ
害ガアルカト云フノデ處置ヲスルト云フ
ノデハ、既ニ手遅レデアツテ、却テ其ノ處
置ヲ致シマスル爲ニ、非常ニ治安ヲ紊スト
云フコトニナル場合ガ非常ニ考ヘラレル譯
デアリマス、左様ナ譯デ、事前ニ届出ヲサ
セ、許可ヲ受ケサセルト云フコトガ、何時
ドウ云フコトニナルカ分ラナイト云フ時ニ
ハ、此ノヤウナ法律ガ要ルノデアリマス、
左様ニ考ヘテ居ルノデアリマス、要スルニ
戰時下治安ノ上ニ於テ聊カモ間隙ノナイヤ

ウニスル爲ニハ、ドウシテモ斯ウ云フ法律
ガ要ル、斯様ニ考ヘテ居ルノデアリマシテ、
現在ノ治安警察法ノ運用ニ依ツテハ達成セ
ラレナイ部分ガ非常ニアル爲ニ、之ヲ提出
シタト云フコトニナツテ居ル次第デアリマ
ス

○島田委員長 次ニ是ハ小サイ問題デアリ
マスガ、三條ノ但書ノ解釋ニ關シマシテ、
所謂議員ノ議會報告演説、是ハ先程ノ政府
ノ御答辯ニ依ツテ特別ナル扱ヒヲスル、斯
ウ云フコトニナツテ居ルノデアリマスガ、
此ノ點ニ付テ議員ノ議會報告演説會ト云フ
ヤウナ文字ヲ、三條ノ但書ニ挿入スルト云
フコトハ出來ナイノデアアルカ、法文ニ書ク
技術上カラ何カ都合ノ惡イコトガアルノデ
アリマスカ

○東條國務大臣 ソレハ先程私ノ御答ヘシ
マシタル如ク、此ノ法案ハ單ニ皆方議員
ノ議會報告ヲ對象トシテ作ツタノデハナ
イノデアリマシテ、モツト廣イ意味、總テヲ
對象トシテ作ツタノデアリマス、隨ヒマシ
テ斯ノ如キ特殊ナモノニ對シマシテ、特殊
ナ規定ヲ設ケルト云フコトハ適當デナイト
考ヘマス、併シナガラ議會ヲ通ジテ國民ニ
政府ノ所信ヲ徹底サセルト云フコトハ、政
府トシテモ非常ニ希望シテ居ル所デアリ、
是非ソレハヤツテ戴キタイノデアリマス、
隨ヒマシテ其ノ運籌ノ點ニ於キマシテ、正
當ナル議會ノ狀態ヲ眞劍ニ國民ニ徹底サレ
ルト云フ點ニ付キマシテハ、十分政府トシ
テモ其ノ運籌上ニ於テハ便宜ヲ與ヘテ行ク
ト云フ風ニ措置ヲシテ行キタイト考ヘテ居
ルノデアリマス

○島田委員長 只今内務大臣ノ御答辯中ノ
便宜々々ト云フコトハ、原則トシテ許可ヲ

スルト云フヤウナ意味カ、或ハ單ニ手心ヲ以テヤルト云フ意味カ、其ノ邊ニ付テ明瞭ナラザルヤウナ點ガアルノデアリマスガ、是ハ内務事務當局トシテ、下僚ニ對シテ議員ノ議會報告演說等ノ場合ニ於テハ、原則トシテ必ズ之ヲ許可スル旨ノ指示ヲセラレモノト考ヘルノデアリマスガ、左様ナコトニ付テ特別ニ御腹案等ガアリマスルナラバ、是ハ事務當局デ宜シイノデアリマスガ、御答ヘ置キヲ願ヒタイ

○今松政府委員 法令ヲ以テ組織スル議會ノ議員ノ報告演說會ト云フヤウナモノハ、原則トシテ許可ヲ致ス積リデアリマス、手續上ノ問題ハ能ク研究致シマシテ指示ヲ致シマス、警察署長ガ斯ウ云フ種類ノ演說會ヲ許可スル場合ニ、簡易ニ出來ルヤウニ取計ヒタイト思ツテ居リマス

○島田委員長 只今警察署長ト云フコトガアリマシタガ、三條ノ「行政官廳ノ許可ヲ要ス」ト云フ場合ノ行政官廳ト云フノハ、警察署長ヲ意味スルノデアリマスカ、又同但書ノ行政官廳ト云フノハ、解釋上便宜巡查ノ駐在所トカ、サウ云フモノニ届出ヲスルト云フコトモ意味シテ居ルノデアリマスカ、ソレ等ノ點モ事務的ニ明カニシテ置イテ戴キタイト思ヒマス

○今松政府委員 第三條ノ行政官廳ハ警察署長ノコトデゴザイマス

○島田委員長 尙ホ最後ニ確カメテ置キタイノハ、只今委員長ヨリ確メタル點、ソレカラ先程勝田委員ヨリ質問シタル點、尙ホ一松委員ヨリ質問セラレタル點、ソレ等ノ諸點ノ中本法案ノ各條項ノ解釋ニ關スル部分ニシテ、政府ガ意見ヲ明瞭ニセラレタルモノハ、是ハ何レモ此ノ場限りノ答辯デハ無論

ナイノデアリマスカラ、是等ノ趣意ハ各下級ノ官廳ニ對シテ其ノ趣意ノ徹底スル如ク手續ヲ執ラルルモノト信ズルノデアリマスガ、此ノ點ヲ確カメテ置キマス

○湯澤政府委員 委員長ノ御話ノ通りデアリマス

○島田委員長 只今マデノ質疑應答ニ依ツテ質問ハ終了致シマシタ、本日ハ此ノ程度ニ止マシテ、明日午前十時ヨリ開會ヲ致シマシテ討論ヲ致スコトニ決定致シマス、本日ハ是ニテ散會致シマス

午後十一時二十分散會

昭和十六年十二月十七日印刷

昭和十六年十二月十八日發行

衆議院事務局

印刷者 内閣印刷局